



令和 元年 5 月 2 3 日

一般社団法人山口県労働基準協会 会長 殿

山口労働局労働基準部健康安全課長

第13次労働災害防止計画を踏まえた第三次産業における労働災害防止  
対策の推進に係る令和元年度版リーフレットの作成について

日頃より、安全衛生行政の推進の格別のご配慮を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、第13次労働災害防止計画を踏まえた第三次産業における労働災害防止対策の  
推進につきましては、平成30年4月16日付け山口労発基0411第5号にて通知いたし  
ました「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」（以下、「推進運動」といい  
ます。）の取組にご協力を頂いているところです。

また、平成30年8月7日付け文書「第13次労働災害防止計画を踏まえた第三次産業にお  
ける労働災害防止対策の推進に係る山口労働局版リーフレットの作成について」をもっ  
て、労働者を対象とした山口労働局版リーフレットについて通知しているところです。

このたび、平成30年に発生した第三次産業における労働災害を分析し、別添のと  
おり令和元年版のリーフレットを作成しましたので、貴団体会員事業場の労働災害防止の  
推進にご活用いただきますようお願いいたします。



# 働くあなたが

第三次産業向け

## 労災事故に遭わないために

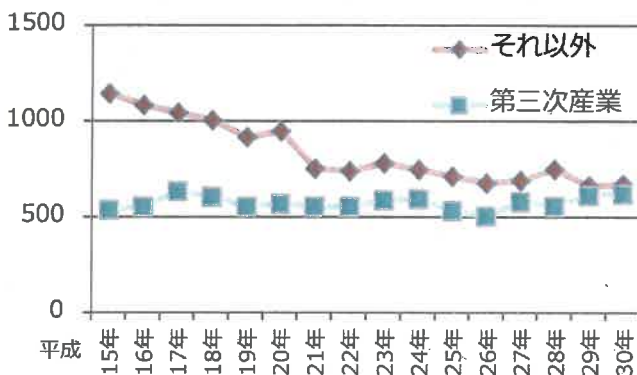
労働災害による事故は、かつては製造業や建設業といった工業系の業種に多く発生していましたが、近年では第三次産業（例えば、小売業や飲食店、社会福祉施設などを指します。）の労働者数の急速な増加や労働力の高齢化もあって、山口労働局管内における労働災害を業種別に見ると、その半数が第三次産業になりつつある状況です。

事業場における安全の取組を見直すとともに、労働災害による事故に遭わないため、働く人それぞれが『安全』について今一度意識してみましょ

### 1

#### 山口労働局管内における労働災害の発生状況

山口労働局管内における労働災害発生状況



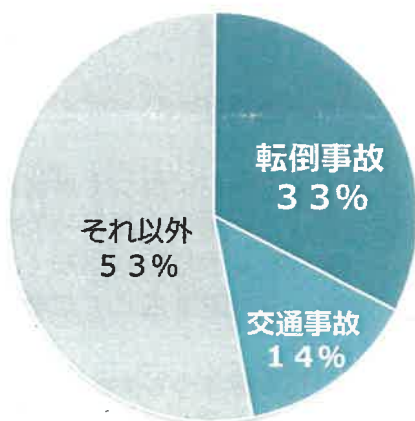
第三次産業の労働災害発生件数は、近年減少が見られない状況にあります。

一方で、工業系の業種を始めとした、第三次産業以外の業種では減少が続いているため、結果として第三次産業が占める割合は年々増加しています。

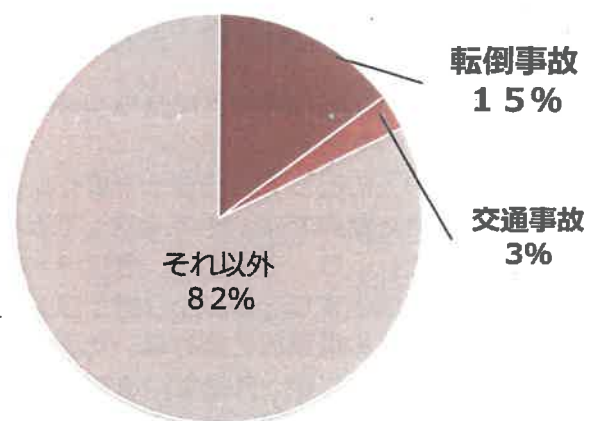
こうした状況を踏まえて、国においては第三次産業における労働災害防止を一層呼びかけているところです。

第三次産業の労働災害には次のような特徴があります。

第三次産業の事故型（平成30年）



第三次産業以外の業種の事故型（平成30年）



第三次産業の労働災害は『転倒事故』と『交通事故』が多く占め、この2タイプだけで事故件数の半数近くを占めています。これらの『転倒事故』『交通事故』は、例えば建設業における高所からの墜落事故のように仕事内容の特性によって起こる事故とは違い、**日常生活でも起こりうるような事故が多い**ことが特徴です。

そのため、職場における安全確保に向けた取組はもとより、働く人それぞれが『安全』について意識を持つことが求められます。



## 2

## 転倒事故の防止

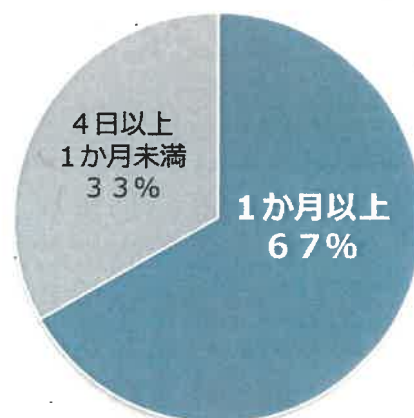
転倒事故と聞いて、膝のすり傷程度の軽微なものを想像する方もいるかもしれませんが。

しかし右図にあるように、実際には平成30年は、骨折などを伴う1か月以上の休業が見込まれる割合は3分の2を占めています。不意の事故によって1か月間休業することは、**けがを負った労働者の方の生活はもちろん、会社にとってもマイナス**でしかありません。

作業に集中するあまり、適切に受け身が取れなかったり、急いでいる時の勢いのついた転倒は、思いのほか重篤になりがちなのです。

では、転倒事故を防ぐために、人はどのようにして転倒するのか、まず考えてみましょう。

転倒事故による休業日数（平成30年）



### つまづき



- ・床の荷物・商品が放置されている
- ・床に凹凸や段差がある
- ・駐車場を横切った際に車輪止めがあることを認識していない
- ・排水路のふたが外されたままになっている

### 踏み外し



- ・階段の昇降時に手すりをつかっていない
- ・照度が充分でなかったり、大きな荷物を抱えるなどで足元が見えない状態だった

### すべり



- ・日頃から清掃されておらず、水濡れや油污れを回避できなかった
- ・冬期において、路面が凍結していることの認識がなかった

## 転倒事故を防ぐためには

結局のところ、転倒事故とはバランスを崩した人が足で立っていられなくなったときに発生します。

ほとんどの人にとって、『立って歩く』という行動は、工作中かどうかに限らず漫然と繰り返されてきた動作です。その『立って歩く』という行動を見直し、一度立ち止まって危険を探してみましょう。その上で、危ないと感じた場所では「つまづくような物が落ちてないか?」「階段は手すりをしっかり持とう」といったように、**一步一步確認することが意識できれば、それが労災事故に遭わないための第一歩**と言えるでしょう。

また、転倒事故に限った話ではありませんが、労災発生件数の約半数は50歳以上の高齢労働者です。一般に高齢になるほど、筋肉の低下はもとより反射神経の衰えや骨強度の低下も伴って、転倒するリスクや骨折して事故が重篤化するリスクは増大しているといえます。

そのため、**転びにくい、転んでも骨折しにくい身体作りのために「転倒予防体操」**やラジオ体操を積極的に行うことなどによって、健康的な身体作りを心がけましょう。

こちらも  
ご覧ください

腰痛予防体操

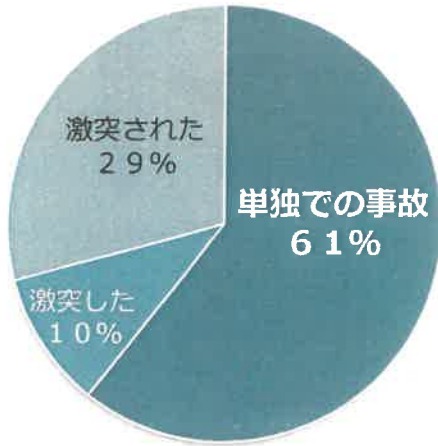
検索



### 3

## 交通事故の防止

第三次産業の交通労働災害の原因別状況  
(平成30年発生分)



平成30年の第三次産業の交通労働災害は左図のような状況となっており、**単独での事故が約6割**を占めています。

その内訳は、バイク等の横転・転倒が最も多く、次いで乗用車で事故となっています。

単独での事故は運転手自身の注意によって防げる部分がかかなり大きく、気の緩みや焦り、業務のことが気になって運転に集中できていなかった、書類などを取ろうとして運転をおろそかにした、などの要因が推察されます。

交通安全に関わる具体的な運転方法などは「交通の方法に関する教則」などで確認するとして、どのようにして『安全』を意識すればよいのでしょうか？

### 事前に危険を予知する能力を養う

実は、運転免許証を持っている人にとって、車を運転することは最も身近に『安全』について向き合う時かもしれません。

「**かもしれない運転**」という言葉聞いたことはあるでしょうか？

これは、例えば前方にバスが停車していて、その横を車で追い越すとき、バスの影から人が出てくる「かもしれない」といったように、**危険を予測しながら運転**することです。こうした行動が習慣になれば、自然と運転に集中できるようになり、**常に『安全』を心がけることができる**でしょう。こうした意識が、あなたの危険感受性を養うことになるのです。

### 4

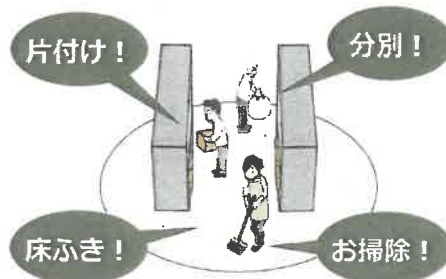
## 職場における安全確保の取組

### ① 経営トップによる安全衛生方針の表明

◆経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

### ② 4S活動 = 災害の原因を取り除く

- ◆「4S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4S活動」です。
- ◆4S活動は、労働災害の防止だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れなようにしましょう。
- ◆荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



策定例



策定日 平成●●年 月 日  
掲示日 平成●●年 月 日

### 安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

#### 安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパーマーケット  
代表者 代表取締役 安全太郎  
(自筆で署名しましょう)

### ③ KY活動 = 潜んでいる危険を見つける

- ◆ KYとは「危険 (K) ・予知 (Y) 」のことで、工業系の業種では広く行われている安全の取組です。KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合って「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認して、『安全』を意識させます。
- ◆ 「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



### ④ 危険の「見える化」 = 危険を周知する

- ◆ 危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化 (= 見える化) し、従業員全員で共有することをいいます。KY活動で見つけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
- ◆ 交通事故防止のために、労働者が危険を感じた交差点などを地図に記した交通安全情報マップを作成します。



### ⑤ 安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

- ◆ 「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆ 組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順 (マニュアル)」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。
- ◆ 朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

### ⑥ 安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

- ◆ 安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。
- ◆ 従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

### ⑦ 安全推進者の配置

- ◆ 店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を任せます。

## 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjiisangyo.html>

こちらも  
ご覧ください

- 安全・衛生に関する主な制度・施策紹介
- 安全衛生関係のパフレット一覧

安全・衛生

検索

安全 パンフ

検索

職場の安全活動についてのご不明点などは、厚生労働省ホームページをご覧ください。山口労働局労働基準部健康安全課、又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

※「第三次産業」とは商業 (小売業を含む)、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、保健衛生業 (社会福祉施設を含む)、接客娯楽業 (飲食店を含む)、清掃・と畜業、官公署、その他の事業を指します。

※災害統計は全て労働者死傷病報告に基づく休業4日以上の災害を集計したものです。